

第 18 回 網走 開発建設部 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 19 年 1 月 6 日（火） 網走開発建設部 第 1 会議室	
委員	菊地 均（北海商科大学教授） 佐藤 勲平（弁護士） 鈴木 輝之（北見工業大学教授） 中原 章博（税理士） 長澤 真史（東京農業大学教授）	（五十音順）
審議対象期間	平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 6 月 30 日	
議事	1 工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札・契約手続の運用状況等に関する報告 2 抽出工事及び建設コンサルタント業務等に関する当番委員の報告 3 抽出工事及び建設コンサルタント業務等に係る一般競争（指名競争）参加資格の設定の理由及び経緯等に関する説明及び審議	
委員からの意見・質問、それに対する回答		
意見・質問	回答	
【入札・契約手続きの運用状況等】 意見質問等特記事項なし 【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事以外）】 湧別川左岸 18 号樋門上流地先災害復旧工事 意見質問等特記事項なし 【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事以外）】 一般国道 334 号斜里町ウトロ東改良工事 当該工事は入札参加者が 3 社で、2 社が予定価格を上回っており、競争性が希薄に感じる。競争参加者が少なかった原因は何か伺いたい。	いずれも推測の範囲であり、どれだけ影響を与えたのかは分からないが、競争参加資格の内、①同種工事の要件である現場打ちコンクリート法枠工を含む道路工事の施工実績を有する業者が少なかった、②平成 16 年度及び 17 年度の評定点の平均について、通常は 73 点以上を求	

一般競争については、競争性が十分確保されるよう、適切な競争参加資格の条件設定を今後も検討願いたい。

【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事以外）】

雄武中央（二期）地区沢木第3配水幹線水路外一連工事

当該工事は施工体制確認型総合評価方式であるが、施工体制の評価は具体的にどのようなものか。

また、調査基準価格を下回る者がいた場合、当該者の施工体制評価点は30点から減点されるのか。

総合評価の評価項目である「地域貢献度」とはどのようなものか。

地域で頑張っている方々を評価する項目であると思うが、結果を見るとあまり差は付いていない。

【一般競争契約（政府調達に関する協定適用対象工事以外）】

網走港波除堤建設工事

当該工事の施工に当たっては、特殊な技術が必要であると思うが、施工可能かどうかをどのように確認しているのか。

めているが、当該工事については、工事箇所が観光地であることから、騒音振動を抑制することが必要であり、競争参加資格を78点以上としたことなどが考えられる。

今後も、同種工事の要件等については、適切なものとなるよう検討していきたい。

施工体制確認型において、調査基準価格を下回る者や施工体制に疑義がある者がいた場合は、当該者へ詳細な追加資料の提出を要請し、提出された資料に基づき、工事費内訳書の確認、施工体制の確実性、下請からの見積の妥当性等について、ヒアリング等を行い評価することとしている。

なお、調査基準価格を下回る者の施工体制評価点は、満点（30点）からの減点ではなく、施工体制が確保されると認める場合に限り、その程度に応じて加点することになる。

「地域貢献度」は、企業の地域貢献活動が市町村からの表彰状や新聞報道等の形で地域において一定の評価を受けたものを加算対象とするものである。本件では、農業と農村の振興に関連した地域貢献活動の実績を評価している。

配点については、次年度に向けて、より大きく配点する方向で検討している。

競争参加資格として同種工事である「港湾又は漁港で海上施工による防波堤工事」の施工実績を求め、確認している。

<p>【工事希望型競争契約】 常呂川維持工事の内常呂川区域内維持補修工事</p> <p>落札した業者以外は全て予定価格を上回る応札額であるが、積算の仕方等何か特異な要因があったのか伺いたい。</p> <p>落札した業者以外は非常に近い金額で応札しており不自然さを感じる。</p> <p>【随意契約（建設コンサルタント業務）】 網走開発建設部管内シーニックバイウェイに関する調査検討業務</p> <p>当該業務は公益法人との随意契約であるが、公益法人については、天下り等の問題が言われているところであり、そのような批判を受けないよう、今後も入札・契約の適正な執行に努めてもらいたい。</p> <p>【その他】 施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事について</p> <p>施工体制確認型総合評価方式については、予定価格が2億円以上の工事で、工事区分が一般土木、鋼橋上部及びPSコンクリートであるものについて試行することだが、2億円未満の工事であっても適用していく考えはあるのか。</p>	<p>当該工事では、塵芥処理の処分費を計上しているが、その処分費に対しては諸経費が掛からないことになっている。しかし、推測であるが、応札者はその処分費に対する諸経費も計上したため予定価格を上回る者が多かったのではないか。</p> <p>当該工事は河川の維持工事であり、積算もそれほど難しくはないので似通った応札額になったのではないか。</p> <p>当該業務については、随意契約ではあるが、当該法人以外に入札参加者がいないか他の者の意思確認をするための公募手続きを行った結果、応募がなかったものである。</p> <p>公益法人に対する随意契約の問題については国会でも取り上げられており、今後の方向性についても全国的に検討がなされているところである。当部においても、より一層、入札・契約の適正化に努めていきたい。</p> <p>試行対象となる工事以外でも、部長が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める工事については、試行することができるものとされており、当部では既に適用を拡大して発注している工事がある。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>なし</p>	